

公の施設に係る受益と負担のあり方（素案）について**1 趣旨・目的**

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理費・運営費の支出が超過しており、その差額は市税収入等により賄われている。
- 公共施設マネジメント実行計画の基本方針に基づき、受益と負担のあり方の視点から、使用料及び減免について見直しを行う。

【参考】公の施設の運営状況（H25～27年度決算平均額）

管理運営コストの**80%以上を公費で負担**（施設未利用者を含めた市民全体での負担）

- (1) 対 象 施 設： 417施設（見直し対象施設のみ※）
- (2) 管理運営コスト：約139億円…支出+利用料金（大規模改修などの投資的経費は含まない）
- (3) 使用料・利用料金収入：約 25億円（うち約12億円は利用料金収入）
- (4) 減 免 額：約 11億円
- (5) 受益者負担率（減免除）： 17.8%…（使用料+利用料金）÷管理運営コスト
- (6) 受益者負担率（減免含）： 25.4%…（使用料+利用料金+減免額）÷管理運営コスト

※市営住宅、学校、特会施設等を除く

2 検討懇話会の設置

- 学識経験者、企業経営・自治会活動などの実務経験者、各世代の市民代表などの意見を幅広く聴取することを目的に、4月に「公の施設に係る受益と負担のあり方検討懇話会」（市政運営上の会合）を設置し検討を進めてきた。

3 素案の概要**(1) 使用料・利用料金**

- 施設種類別に、「公的関与の必要性」と「収益可能性」の視点から、マトリクスにより受益者負担割合を定め、料金の改定を行う。（現行価格の1.5倍を上限）
- 見直し対象施設417施設のうち、166施設で値上げ実施（想定）

(2) 減免

- 団体減免：所管局ごとに異なる共催・後援等の名義承諾基準の統一化
- 個人減免：「年長者施設利用証」による減免率の上限を5割に変更
（対象：スポーツ施設69施設、その他16施設）

(3) 効率的効果的な施設運営

- 時間配分の見直しの検討：3～5時間 ⇒ 1時間単位の料金への検討
- 定期券・回数券による割引率の割増の検討

（次頁へつづく）

4 これまでの取組みと今後のスケジュール（案）

4月25日	第1回懇話会 ・公の施設の現状と課題 ・受益者負担による使用料等の基本的な考え方
4月27日	市民アンケート実施（～5月23日） ・対象：市内に居住する18歳以上の市民3,000人（無作為抽出） ・回答数：1,246人（回答率：41.5%）
5月31日	第2回懇話会 ・使用料等の設定基準について① ・減免の見直しについて①
7月4日	第3回懇話会 ・市民アンケートの実施結果について ・使用料等の設定基準について② ・減免の見直しについて②
7月21日	第4回懇話会 ・「公の施設に係る受益と負担のあり方について」（素案）
8月	パブリックコメント実施（予定：8月17日～9月15日）
8月中下旬	市民説明会（各区1回：8月17日～8月29日） ※いずれの会場も18時～19時半を予定 ・門司区 8月17日（木） 門司生涯学習センター ・八幡西区 8月18日（金） 八幡西生涯学習総合センター ・戸畑区 8月21日（月） ウェルとばた ・小倉南区 8月22日（火） 小倉南生涯学習センター ・若松区 8月23日（水） 若松生涯学習センター ・八幡東区 8月24日（木） レインボープラザ ・小倉北区 8月29日（火） 生涯学習総合センター
9月下旬以降	パブリックコメント実施報告
10月以降	第5回懇話会 常任委員会 ・成案報告